

岩手県監査委員告示第43号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月14日

岩手県監査委員 小 野 共
岩手県監査委員 千 葉 伝
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 監査対象機関名 企業局

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成30年6月19日、20日及び21日

(2) 本監査実施日 平成30年7月27日

3 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが4件、40,758円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	調定すべき金額より多く調定していた行政財産使用料については、平成30年9月21日に返金を行うとともに、更新許可についての変更手続きを行った。 今後は、複数年の使用許可に係る事務処理について、適正な事務処理を局内研修の実施で共有するとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。